

南相馬市産業創造センター施設設置条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、市内での新産業の創造に向けた研究開発支援するとともに、市内の産業の振興に資するため、南相馬市産業創造センター（以下「産業創造センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 産業創造センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市産業創造センター

位置 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の76

（構成）

第3条 産業創造センターは、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。

(1) A棟

(2) B棟

（業務）

第4条 産業創造センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業創造センターの施設及び附属設備の利用に関すること。

(2) 起業支援の場所の提供に関すること。

(3) 利用者の事業支援に関すること。

(4) 利用者の人材育成に関すること。

(5) 利用者と市内事業者等との交流に関すること。

(6) 企業や事業に関する情報収集と情報発信に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（休館日）

第5条 産業創造センターの休館日は、南相馬市の休日を定める条例（平成18年南相馬市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、指定管理者（条例第14条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときに、あらかじめ市長の承認を得て、南相馬市産業創造センター（以下、「産業創造センター」という。）の全部又は、一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

2 前項の規定は、条例第7条第1項の規定による許可を受けたものが、同項の休館日に施設等（条例第3条第1項に規定する施設等をいう。以下同じ。）を利用することを妨げるものではない。

（開館時間）

第6条 産業創造センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設又は設備の利用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) A棟のうち工場区画1から工場区画4及び、事務所区画1から事務所区画8 午前0

時から午後12時まで。

(2) B棟のうち事務所区画1から事務所区画8 午前0時から午後12時まで

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に前第1項及び前項に規定する開館時間又は利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第7条 第3条に掲げる各施設の全部又は一部を利用しようとする者(以下「利用者等」という。)は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、産業創造センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、産業創造センターの利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備器具(以下「施設等」という。)、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) その他産業創造センターの管理に支障を来すおそれがあるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 産業創造センターは、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 利用の取消しを申し出たとき。

(3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。

(4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。

2 前項の規定により利用者等が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者等は、産業創造センターの許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第11条 利用者等は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用し、若しくは造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を得た上で、市長の許可を受けなければならない。

2 前項により生ずる費用は、当該利用者等の負担とする。

(原状回復の義務)

第12条 利用者等は、産業創造センターの利用が終了したとき、又は第9条の規定により

利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者等が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者等から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、指定管理者に産業創造センターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第15条 市長は、指定管理者に産業創造センターの管理を行わせようとするときは規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、産業創造センターの適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業創造センターの管理及び運営に関する業務
- (2) 産業創造センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 産業創造センターの利用許可等に関する業務
- (5) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (6) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、産業創造センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 施設の平等な利用を確保することができる者であること。
- (2) サービスの向上を図ることができる者であること。
- (3) 産業創造センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (4) 産業創造センターの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有する者であること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができる者であること。
- (6) 業務上知り得た個人情報(南相馬市個人情報保護条例(平成18年南相馬市条例第2

3号)第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。)を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されている者であること。

(7) その他公の施設の性質又は目的に応じて別に市長が定める基準
(指定管理者の指定等の公告)

第18条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第23条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、産業創造センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な産業創造センターの運営を行うこと。
- (2) 産業創造センターの利用者に対して公平、かつ、適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第20条 指定管理者の指定を受けた団体は、産業創造センターの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を市長と締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による産業創造センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第22条 市長は、産業創造センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による産業創造センターの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理

者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第24条 産業創造センターの利用料金の額は、別表のとおりとし、占有利用者等は、当該利用料金を別途規則で定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第25条 産業創造センターの利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第27条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の一部又は全部を返還することができる。

(入場の制限)

第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他産業創造センターの管理に支障を来すおそれがある者

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第29条 指定管理者及び産業創造センターの管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、産業創造センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第30条 前条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が産業創造センターの管理を行う必要が生じたときについて準用する。この場合において、前条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市及び指定管理者は」とあるのは「市は」と、「指定管理者の承認を得た上で、市長の許可」とあるのは「市長の許可」と、「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第24条中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則

で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 産業創造センターの利用に係る募集、その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

別表 (第24条関係)

1 基本利用料金

棟区分	施設区分	単位	利用料金
A棟	工場(区画1)	1月	206,800円
	工場(区画2)	1月	206,800円
	工場(区画3)	1月	206,800円
	工場(区画4)	1月	206,800円
	事務所(区画1)	1月	81,900円
	事務所(区画2)	1月	79,600円
	事務所(区画3)	1月	79,600円
	事務所(区画4)	1月	81,900円
	事務所(区画5)	1月	81,900円
	事務所(区画6)	1月	79,600円
	事務所(区画7)	1月	79,600円
	事務所(区画8)	1月	81,900円
	会議室	1時間	500円
	B棟	事務所(区画1)	1月
事務所(区画2)		1月	55,800円
事務所(区画3)		1月	55,800円
事務所(区画4)		1月	56,200円
事務所(区画5)		1月	42,100円
事務所(区画6)		1月	56,400円
事務所(区画7)		1月	56,100円
事務所(区画8)		1月	56,400円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。